

性同一性障害のホルモン療法に対する健康保険適用の要望書

平成 31 年 3 月 27 日

日本性同一性障害・性別違和と共に生きる人々の会
代表 山本 蘭



厚生労働大臣 根本 匠 様
厚生労働副大臣 大口 善徳 様、高階 恵美子 様

【要望の要旨】

1. 性同一性障害の治療に用いるホルモン製剤に対して健康保険の適用をお願い致します。
2. 15 歳未満の当事者に対するホルモンプロック治療に対して、助成措置をお願い致します。

【要望の理由】

平素は、性同一性障害の問題にご尽力いただき、心より御礼申し上げます。

私たちは、性同一性障害の当事者団体です。

本年 4 月、私たちが長年切望してきた性同一性障害の手術療法に対し健康保険が適用されることとなりました。この実現に向け多大なるご尽力をいただきましたこと、まずは御礼申し上げます。

しかしながら、今回の健康保険適用は手術療法に対してのみで、ホルモン療法については自由診療として残ることになってしまいました。そのため手術前にホルモン治療を受けている場合は混合診療となり、手術療法に対する健康保険が適用されない事態になっています。

性同一性障害の治療では、精神療法終了後通常はホルモン療法を行います。これによって社会適応を進め、不可逆な治療である手術療法に対する可否の検討を行います。また、性腺の除去を伴う性別適合手術によって起こる身体に対する負担を軽減する意味合いもあります。

ところが、これを混合診療とされてしまうと、未ホルモンでも負担の少ない乳房切除術を除き、ほとんどの手術が健康保険適用から外れてしまいます。さらに、保険診療とするためにあえてホルモン治療を行わないという例も出ており、これでは安全・安心な治療とは言えません。

せっかく実現した手術療法の保険診療を実効性のあるものにするためには、ホルモン療法を健康保険適用として混合診療を解消するしかありません。

このホルモン療法の早期保険適用実現のため、近々学会から公知申請を行うことになっています。ぜひこの申請の早急な認可をお願い申し上げます。

また、15 歳未満の当事者に対して第 2 次性徴を止めるために行われるホルモンプロック治療は使用する薬剤のリュープリンが 38,108 円、スプレキュア MP が 27,448 円と非常に高額で、第 2 次性徴が始まる 10 歳前後からクロスホルモンが可能となる 15 歳まで処方すると 300 万円を超える額になり簡単には処方できません。このため治療の開始が遅れ、第 2 次性徴によって起こる不可逆な変化を止めることができず、本人の精神状態や将来の社会適応に悪影響を及ぼします。ホルモンプロック製剤に対する健康保険適用はもちろんですが、併せて何らかの助成を検討いただきたく要望いたします。

性同一性障害の当事者が、より安全・安心な治療を受けることができれば、当事者の円滑な社会適応を促進し、結果として日本の社会や財政への貢献となります。

ぜひご検討をいただき、この問題の更なる解決に、ご助力いただきたくお願い申し上げます。